

4 健康管理・学生相談について

- 1 保健室の利用
- 2 定期健康診断
- 3 健康相談
- 4 学校感染症
- 5 医療機関
- 6 相談体制
 - (1) 学生相談
 - (2) ハラスメント相談
 - (3) 障がいのある学生への支援

4 ● 健康管理・学生相談について

1 保健室の利用

キャンパスにいて気分が悪くなったりした場合は学生課まで申し出てください。

また、学生課には、湿布、絆創膏等を常備し応急用に提供しております。

2 定期健康診断

毎年度初めに、学校保健安全法に基づき、全学生を対象とした定期健康診断を行います。この定期健康診断は、各人の健康状態を的確に把握し、疾患のあるものを早期に発見し、適切な治療方法の指導を行うものです。

3 健康相談

学校医による健康相談(無料)を行っております。体調面での相談や定期健康診断で要注意と指摘された場合などは診断とアドバイスを受けられます。

○学校医は、プライバシーの保護を前提に相談にあたりますので、気軽に利用してください。

【場所】保健室(1号館1階)

【窓口】学生課(1号館1階)

【日時】毎月第3水曜日13:00~15:00

具体的な日時は掲示により案内します。

4 学校感染症

インフルエンザをはじめ、感染症において大学内で一人でも感染者が発生すると、大学内外において集団感染の危険性があります。

学校感染症の一覧は 2.大学のルールや手続事項について「5 各種規程 (3)長岡大学試験規程 別表」を参照してください。

診断されたら

学校保健安全法に定められる学校感染症に罹患した場合、または疑われる場合には登校せず速やかに近隣の主治医または医療機関で診断を受けてください。

診断を受けた場合は登校禁止となります。医療機関の指示に従い感染の危険がなくなるまで自宅療養し、学生課(0258-39-1600)に電話で連絡してください。

症状が緩和したら、主治医に感染症登校許可証、または医療機関等発行の証明書や診断書を作成してもらい、速やかに学生課に提出してください。

- 医療機関等発行の診断書を提出する場合には、出席停止期間を明記してもらってください。
- 診断書等は、教務課、学生課が共有し、原則として第三者に開示しません。ただし、学内集団感染において緊急を有する場合、法令に基づく場合、第三者(長岡保健所など)に開示することがあります。

感染症により授業を欠席した場合は公欠になります。公欠届を教務課に提出してください。

予防・感染拡大防止のために

- 外出が必要な場合には人混みを避け、外出後は手洗いを徹底してください。
- 咳エチケットを守り、マスクを着用し行動しましょう。
- バランスの取れた食事と十分な睡眠を心がけましょう。

5 医療機関

大学周辺の医療機関(総合病院)

長岡赤十字病院	〒940-2085 長岡市千秋2丁目297番地1	0258-28-3600
長岡中央総合病院	〒940-8653 長岡市川崎町2041番地	0258-35-3700
立川総合病院	〒940-8621 長岡市旭岡1丁目24番地	0258-33-3111

休日・夜間の診療

日曜・祝日に急病やけが等をしたときは、長岡市健康センターの休日・夜間急患診療所(幸町2-1-1 さいわいプラザ内 ☎0258-37-1199)を利用してください。

6 相談体制

(1) 学生相談

学生相談室では、学業や進路に関することや家族や友人、教職員、アルバイト先の同僚等との人間関係、自分の性格や心の健康に関する問題など、様々な悩みに対して、臨床心理士が相談に応じます。

また、何らかの障がいがあることを理由に、修学・生活上のつまずきや問題等を抱える方への支援も行っています。

なお、学生だけでなく保護者の皆様からの相談も随時受け付けております。

【場所】学生相談室(1号館1階 事務室内相談室)

【窓口】学生課(1号館1階)

【日時】臨床心理士 毎週水曜日 13:00~18:00

(2) ハラスメント相談

ハラスメントにあったと感じたら、1人で悩まず、家族、友人、教職員など信頼できる周囲の人に相談しましょう。

○ハラスメント防止委員は、プライバシーの保護を前提に相談にあたりますので、安心してご相談ください。

【窓口】総務課(1号館1階)

および長岡大学ハラスメント防止委員

(3) 障がいのある学生への支援

障がいのある学生に対して、修学等の支援を円滑に実施するため、障がい学生支援委員会を設置しています。障がい等の理由により、修学をする上で、支障を感じたり、相談したい場合は、申し出てください。保護者の方からの相談も受け付けております。

○支援の概要

・学内の移動に対する配慮

(例)下肢機能障がいのある学生の場合は、車いすでの学内の移動がしやすいよう配慮する等。

・講義に対する配慮

(例)聴覚障がい等により講義内容が聞き取りづらい場合、聴講席を最前列の指定席にする等。

(例)発達障がいにより口頭での指示を理解することが難しい場合、文書等により伝達する等。

(例)障がい等により、わからないことがあってうまく伝えることができずに困っている様子が見えた場合、学生に声がけをし、質問しやすいようにする等。

・試験等に対する配慮

(例)身体等の不自由により、通常の時間内での答案記入が困難と認められた場合、試験時間の延長を認める等。

・就職活動に対する配慮

(例)障がい者雇用枠がある企業での就職を希望する場合、もしくは、特性を配慮してくれる企業での就職を希望する場合、企業情報

の提供や企業との交渉を行う等。

○支援申請の流れ

- 1 在学生の支援相談者(本人または保護者の方)より修学支援について問い合わせ
- 2 相談窓口(学生課)で受付
- 3 支援申請書の提出
- 4 障がい学生支援委員会で支援内容を検討
- 5 本人と保護者の方と相談の上、支援内容を決定
- 6 本人より合意書・配慮支援申請書の提出
- 7 学生課より支援内容通知
- 8 支援開始

○プライバシーの保護を前提に相談にあたりますので、安心してご相談ください。

【窓口】学生課(1号館1階)